

奈良県若年性認知症サポートセンター運営事業委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県が受託者に委託して実施する奈良県若年性認知症サポートセンター運営事業について必要な事項を定めるものである。

2 事業名

奈良県若年性認知症サポートセンター運営事業

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 事業目的

若年性認知症の人が就労の継続や社会参加をしながら、生きがいを持って住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、若年性認知症サポートセンターを設置・運営し、当事者と家族に対する県域における支援体制を整備する。

また、関係機関とのネットワークを構築するとともに、若年性認知症の正しい理解に向けた啓発に取り組む。

5 若年性認知症サポートセンターの役割

- (1) 市町村関係課、地域包括支援センター等の職員、その他若年性認知症の人や家族への支援に携わる者、若年性認知症の人及びその家族からの相談に対し、専門的見地からの助言、支援を行う。相談に応じて必要と判断する場合は、アセスメントを行い、関係機関が行う支援へとつなげる。
- (2) 若年性認知症支援に係る関係機関と課題を共有し、若年性認知症の人及びその家族への支援が切れ目なく円滑に提供されるよう市町村や関係機関の支援を通じ、社会資源の情報整理・開発につなげるなどネットワークを構築する。
- (3) 若年性認知症に係る正しい知識の普及啓発を行う。
- (4) 今後の生活の見通しなどに大きな不安を抱えている認知症の人に対し、若年性認知症の人がピアサポート活動を実施することを支援する。

6 委託業務

(1) 若年性認知症サポートセンターの開設・運営

①若年性認知症支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を2人以上配置し、専門的見地からの助言、支援、関係機関とのネットワーク構築を行うこと。

②開設・運営に関しては、以下の条件を遵守すること。

ア コーディネーターの配置

コーディネーターについては、医師、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有し、併せて、若年性認知症の病態や特性等に関する知見と若年性認知症の人や家族に対する相談支援等の実務経験を有する者であること。

イ 開設期間

a 若年性認知症サポートセンターは、9時00分～17時00分の間で、週32時間以上開

設し、相談、訪問（相談者の自宅や勤務先、関係機関等）、助言、支援を行うこと。

b 開設日のうち、月1回以上は、土曜日又は日曜日に開設日を設けること。

c 開設日のうち、出張相談（1回当たり3時間）を月1回以上設けること。

ウ 開設場所

a 県内に設置する。2人程度の相談に対応できる部屋を確保すること。

（受託事業者の事務所に設置することも可能）

b 出張相談については県内の若年性認知症の診断は主に基幹型認知症疾患医療センターで行われていることから、基幹型認知症疾患医療センターで来所相談ができる体制を確保すること。

エ 相談方法

a 電話・メール等の通信及び来所による面談とする。

b オンラインによる相談にも対応できるように体制を整えること。

c 若年性認知症の本人や家族が望む支援等について、当事者の声や思いを確実に汲み取るための工夫及び取組を行うこととする。

（2）関係機関とのネットワーク構築

①医療機関、介護事業所、障害福祉サービス事業所、権利擁護の支援機関、当事者、行政等の関係機関より、参加者を招集し、ネットワーク構築の場を設けること（年4回以上開催し、内、検討テーマを設けた「ネットワーク連絡会」として2回以上実施）。実施に関しては奈良県と協議を行うこと。

②県内市町村及び地域包括支援センターでは、若年性認知症の人や家族に対する相談支援の経験やノウハウが乏しいことから、県内市町村及び地域包括支援センターの若年性認知症の人や家族に対する対応力強化に向けた研修等を行うこと。

（3）若年性認知症に関する普及啓発

若年性認知症サポートセンターの案内及び若年性認知症に関する知識、本人活動について、ホームページ等効果的・効率的な手法や内容で実施すること。

（4）若年性認知症ピアサポート体制の構築

①若年性認知症の人がピアサポーターの心理的支援により現状を受容し、生活の見通しをつけることで生きがいを持ちながら生活できることを目的に、ピアサポート活動を実施する体制を構築し活動を支援すること。

②体制の構築、活動支援に関して、以下を遵守すること。

ア 若年性認知症等の人でピアサポート活動を希望する者をピアサポーターとして登録すること。

イ （2）に定めるネットワーク連絡会を活用し、若年性認知症の人および関係機関・団体等の関係者と、ピアサポート体制構築に向けた検討を実施すること。

ウ ピアサポート活動の創出に向けた取組として、若年性認知症の本人同士が意見交換や交流することを目的とした場の開催を年2回以上実施すること。

エ ピア相談を年6回以上実施すること。ピア相談を実施するに当たって、ピア相談を受ける者に必要な知識や個人情報の保護等相談が適切に実施できるよう研修を実施すること。

7 留意事項

（1）会議等の開催に際しては、奈良県からの受託業務であることを明示すること。

- (2) ピアサポート活動の実施に当たって、ピアサポーターに負担がかからないよう、活動中の心身のケアを行うことなど、認知症当事者の体調に常に配慮すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、アルコール消毒や手洗い、マスクの着用、こまめな換気、WEB会議システムの活用など基本的な感染症対策に留意したうえで実施すること。

8 その他

(1) 再委託

委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により奈良県の承諾を得なければならない。その場合、受託者は第三者の行為について奈良県に対して全ての責任を負うものとする。

(2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、予め奈良県と協議の上、承認を得ること。

(3) 災害（台風、地震等）発生時の対応

受託者は、本委託業務を実施する際に災害（台風、地震等）が発生した場合においては、利用者の安全を確保するための適切な措置を講ずるとともに、遅延なく奈良県に報告すること。

(4) 受託者は、契約締結後速やかに、統括責任者を選任し、本委託業務を円滑に遂行できるよう業務実施計画（実施体制表、配置するコーディネーターに係る資格や経歴及び業務スケジュール）を奈良県に提出し、了承を得ること。

(5) 奈良県と受託者は本委託業務に関して、1ヶ月に1回以上、面談等による相談・報告のため、連絡体制をとること。また、奈良県が開催する若年性認知症自立支援ネットワーク会議等において、事業実施状況等について報告を行うこと。

(6) 受託者は本委託業務完了後、相談件数、相談内容の概要、県内市町村及び地域包括支援センター職員等を対象とした若年性認知症の人や家族の対応力強化に向けた取組の実施内容、ピアサポーター登録者数、ピアサポート活動の体制構築に向けた検討内容、本人同士の意見交換や交流の場の開催内容、ピア相談に係る研修内容、ピア相談の相談件数等をまとめた実績報告書を作成し、奈良県に提出すること。また、本委託業務に係る経費を収支報告書にまとめ、奈良県に報告すること。

(7) 受託者は、本委託業務を開始する前に、令和5年度奈良県若年性認知症サポートセンター運営事業の受託者から業務の引継ぎを受け、また、本委託業務完了後は、次年度の受託事業者に対し速やかに引継ぎを行い、利用者の利便性を損なわないよう、必要な措置を講ずること。なお、引継ぎ内容については、書面により奈良県へ報告すること。

(8) 個人情報の取り扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守ること。

(9) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(10) 別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」に記載の事項を遵守すること。

(11) その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた事項については、奈良県と協議すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、奈良県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は奈良県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために奈良県から引き渡された個人情報記録が記録された資料等を奈良県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、奈良県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、奈良県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、奈良県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、奈良県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 奈良県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、奈良県に報告し、奈良県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、奈良県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、奈良県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 奈良県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(情報セキュリティ対策)

第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 個人情報等を取り扱う業務を再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを原則禁止とし、業務上やむを得ず外部記録媒体等で持ち出しする場合は情報漏洩を防止する措置を講じること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること